

令和2年第3回日進市農業委員会議事録

| | |
|--------------------|---|
| 招 集 年 月 日 | 令和2年3月27日（金） |
| 招 集 の 場 所 | 日進市役所本庁舎4階 第1会議室 |
| 開 会 | 令和2年2月27日（金） 午後2時56分 |
| 出席委員 | <p>会長 6番 福岡 信久 会長 総計 9人</p> <p>委員 1番 加藤美知子 委員 2番 内藤 勝司 委員 3番 牧 正行 委員 4番 和田 義雄 委員 5番 萩野 章 委員 7番 田口菜穂美 委員 9番 出原 紀幸 委員 10番 伊藤 修 委員 11番 市川 豊 委員</p> <p>農地利用最適化推進委員 総計 6人</p> <p>1番 浅井 昌行 委員 2番 加藤 末昭 委員 3番 加藤 信雄 委員 4番 西尾 憲夫 委員 5番 武田 住男 委員 6番 村瀬 勝美 委員</p> |
| 欠席委員 | 8番 尾関 洋子 委員 |
| 会議事件説明のため出席した者の職氏名 | |
| 職務のため出席した者の職氏名 | <p>事務局 局長 蟹 江 健 二 次長 岡 田 剛 係長 今 井 康 太 主任 川 上 な つ み 主事 曾 根 裕 人</p> |

| | | |
|------|----------------|---|
| 付議事項 | 議案第1号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| | 議案第2号 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について |
| | 議案第3号 | 日進市農用地利用集積計画について |
| | 議案第4号 | 令和元年度の目標及びその達成状況に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について |
| | 専決第1号 専決第2号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について |
| | その他 | 生産緑地のあっせん願について |

| | | |
|---|----------------|--|
| <p>開会</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> | <p>(14:56)</p> | <p>出席者が定足数に達しているため、令和2年第3回農業委員会の開催を宣言する。</p> <p>それでは会長より挨拶をいただいた後、議事の取り直しをお願いします。</p> <p>(会長の挨拶)</p> <p>それでは令和2年第3回農業委員会を始めます。</p> <p>議事録署名者に5番の萩野 章 委員と、7番の田口 菜穂美 委員を指名する。</p> <p>議案第1号を上程。</p> <p>事務局に議案の朗読を命ずる。</p> <p>議案書朗読</p> <p>4番から8番の案件について事務局に説明を求める。</p> <p>4番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、日進西中学校から南東へ約260メートルの位置になります。</p> <p>現況は田で、面積は885㎡です。</p> <p>この申請地については、農振農用地であるために、令和元年5月の農業委員会で「農業振興地域整備計画の変更」に係る議題としてお諮りさせていただいた案件となり、農用地区域からの除外手続きが完了しております。</p> <p>申請者は、昭和39年に法人設立し、浅田町で自動車修理及び販売業を行っておりますが、このたび新規顧客からの受注増加に伴い、工場敷地が飽和状態となっております。</p> <p>そこで車両置場を確保するため、工場の近隣で土地の選定したところ、適地がみつからず、やむを得ず申請地を選定したことになります。</p> <p>排水については、雨水は東側排水路へ排水するため、周囲の農地に対する影響もないと思われま。</p> <p>続きまして、5番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、JA あいち尾東浅田支店から北東へ約120メートル進んだ位置になります。</p> <p>現況は雑種地で、面積は288㎡です。</p> <p>申請者は平成11年に法人設立し、介護支援等のNPO活動を行っており、平成30年から浅田町西前田で企業主導型保育園を運営しております。</p> |
|---|----------------|--|

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>保育園施設敷地が手狭で、従業員の駐車場を確保できず、保育園に近接した申請地を農地法の手続きを経ないまま駐車場として利用しておりました。</p> <p>今回違反転用を是正するため、始末書を添付して本申請に至ったものです。</p> <p>排水については、砂利敷きのため雨水は自然浸透するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>続きまして、6番の案件について説明します。</p> <p>申請地は日進中学校から南西へ約120メートル進んだ位置になります。</p> <p>現況は畑で、面積は396㎡です。</p> <p>この申請地については、農振農用地であるために、令和元年11月の農業委員会で「農業振興地域整備計画の変更」に係る議題としてお諮りさせていただいた案件となっており、農用地区域からの除外手続中となっております。</p> <p>申請者は現在、夫と子どもの3人で長久手市杵ヶ池の賃貸住宅に居住していますが、将来の家族計画を踏まえて、一戸建て住宅の建築を計画しました。</p> <p>しかし、自己所有地はなく、両親及び祖母に相談したところ、祖母が所有している申請地を利用しても良いという同意を頂くことができました。</p> <p>土地は祖母が所有している土地から選定を行いました。が、いずれも狭小地で建築できない土地ばかりのため、やむを得ず申請地を選定したものになります。</p> <p>排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに集水枡に集水し、南側の排水路に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>続きまして、7番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、林池から西へ約180メートルの位置になります。</p> <p>現況は田で、面積は921㎡です。</p> <p>この申請地については、農振農用地であるために、令和元年11月の農業委員会で「農業振興地域整備計画の変更」に係る議題としてお諮りさせていただいた案件となっており、農用地区域からの除外手続中となっております。</p> <p>申請者は、昭和62年に会社設立し、平成5年から日進</p> |
|--|--|--|

| | | |
|--|----------------------|---|
| | <p>議長</p> <p>事務局</p> | <p>市北新町北鷺に本店を設立し、土木工事業を営んでいます。</p> <p>現在本店の敷地では、19台のダンプトラックを駐車しており、来春にも追加で3台購入契約を結んでおり、駐車スペースが不足しております。また各工事現場で使用する建設重機や鉄板等を置くスペースが不足しており、区画整理地内等の規模が大きい現場の一部に仮置きさせてもらっており、資材を本社周辺で一括管理するため資材置場を確保したく申請に至りました。</p> <p>土地は、本店の近くで土地を選定しましたが、申請地以外に適地が見当たらず、やむを得ず申請地を選定したのになります。</p> <p>排水については、雨水は集水枡に集水し、西側の既設管へ排水するため、周辺に対する影響もないと思われます。</p> <p>続きまして、8番の案件について説明します。</p> <p>申請地は南小学校から東へ約260メートル進んだ位置に2筆になります。</p> <p>現況は畑で、面積は2筆合計で357㎡です。</p> <p>申請者は現在、妻と子どもの4人で米野木台二丁目の賃貸住宅に居住していますが、手狭で何かと不便を感じており、一戸建て住宅の建築を計画しました。</p> <p>しかし、自己所有地はなく、両親にも所有地がないため、やむを得ず実家近くの申請地を選定したのになります。</p> <p>排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに集水枡に集水し、西側の側溝に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>議案第1号の案件について、事務局に補足説明を求めらる。</p> <p>受付番号4番について、権利の種類は賃借権の設定、転用目的は車両置場として利用するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、水管、下水管が埋設された幅員4メートル以上の道の沿道の区域で、2つの公共施設等が500メートル以内にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、第3種農地であるため、該</p> |
|--|----------------------|---|

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>当ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和2年5月1日から令和2年5月30日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、該当ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについて、支障ありません。</p> <p>第5号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>続きまして受付番号5番について、権利の種類は賃借権の設定、転用目的は駐車場として利用しているものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、街区を占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、第3種農地であるため、該当ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和2年5月10日から令和2年5月20日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、該当ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、北側の雑種地を進入路として利用します。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認めら</p> |
|--|--|--|

| | |
|--|--|
| | <p>れます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>続きまして受付番号6番について、権利の種類は使用貸借権の設定、転用目的は分家住宅を建築するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、市役所から概ね300メートル以内の区域にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、第3種農地であるため、該当ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については借入金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和2年6月16日から令和3年5月15日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされております。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>受付番号7番について、権利の種類は所有権の移転、転用目的は駐車場及び資材置場として利用するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、申請地近辺に代替</p> |
|--|--|

| | |
|--|--|
| | <p>する土地がなければ転用可能である、2種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、周辺において適地が見当たらず、申請地以外の適地はありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和2年6月1日から令和2年10月31日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、該当ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>受付番号8番について、権利の種類は所有権の移転、分家住宅を建築するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、水管、ガス管が埋設された幅員4メートル以上の道の沿道の区域で、2つの公共施設等が500メートル以内にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、第3種農地であるため、該当ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については借入金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和2年7月1日から令和2年12月20日までに完了する計画が記載されています。</p> |
|--|--|

| | | |
|--|-----|--|
| | | <p>他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについて、支障ありません。</p> <p>第5号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>以上が、許可基準の適合状況です。</p> |
| | 議長 | <p>議案第1号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> |
| | 委員 | <p>5番について駐車場として利用しているということだが申請地へはどのように侵入しているのか。</p> |
| | 事務局 | <p>申請地の北側の雑種地となっている駐車場と一体利用しており、北側の進入路より進入しております。</p> |
| | 委員 | <p>7番について以前にも資材置場の拡張で農地転用を受け付けたと思うが、それでも敷地が足りないということか。</p> |
| | 事務局 | <p>申請地南側の隣接地を農地転用し、トラックの駐車場として利用しておりますが、今回は重機の買い増し、市内各所で仮置きしている資材を一括管理するため、申請地を資材置場及び駐車場として利用する必要性が生じました。</p> |
| | 委員 | <p>4番について車両置場として利用するということが、廃車置場のようにスクラップが山積みになるような使い方を想定しているのか。</p> |
| | 事務局 | <p>スクラップではなく修理待ちの自動車の一時置場として利用すると聞いております。</p> |
| | 議長 | <p>特に意見がないことを確認して議案第1号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> |
| | | <p>(挙手全員)</p> |
| | 議長 | <p>議案第1号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>続いて、議案第2号を上程。事務局に議案の説明を求める。</p> |

| | | |
|--|------------|--|
| | <p>事務局</p> | <p>5番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、プライムツリー赤池の北側の位置になります。</p> <p>この生産緑地は、赤池一丁目に住んでいる申請者が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、うつ病、重症Ⅱ型糖尿病に伴う末梢神経症、心身症の合併のため農作業ができない旨の診断が出ております。</p> <p>故障による解除を見据えての申請ですが、以前は、申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>続きまして6番の案件について説明します。</p> <p>申請地は芋地池から東へ約360メートルの位置になります。</p> <p>この生産緑地は、浅田町上ノ山に住んでいる申請者が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、脊柱管狭窄症、頸部脊椎症のため農作業ができない旨の診断が出ております。</p> <p>故障による解除を見据えての申請ですが、以前は、申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>7番の案件について説明します。</p> <p>申請地は岩崎台・香久山福祉会館から北へ約230メートルの位置に4筆になります。</p> <p>この生産緑地は、岩崎町神明に住んでいる申請者が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、虚血性脳血管障害のため農作業ができない旨の診断が出ております。</p> <p>故障による解除を見据えての申請ですが、以前は、申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| | <p>議長</p> | <p>議案第2号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> |
| | <p>議長</p> | <p>特に意見がないことを確認して議案第2号の採決を宣</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>議長</p> <p>事務局 議長</p> <p>議長</p> <p>職務代理者</p> <p>職務代理者</p> <p>議長</p> <p>議長</p> | <p>言。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>議案第2号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>続いて、議案第3号を上程。事務局に議案の説明を求める。</p> <p>(議案内容説明)</p> <p>議案第3号の内容について委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>特に意見がないことを確認して議案第3号の採決を宣言。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>議案第3号の整理番号1番から5番を除く案件について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>続いて、議案第3号、整理番号2番の審議に入る。</p> <p>(農業委員会法第31条(議事参与の制限)により 関係委員は退席する。)</p> <p>議案第3号、整理番号2番の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>特に意見がないことを確認して議案第3号、整理番号2番の案件の採決を宣言。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>議案第3号、整理番号2番の案件について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>(退室委員 入室)</p> <p>続いて、議案第3号、整理番号1番の審議に入る。</p> <p>(農業委員会法第31条(議事参与の制限)により 関係委員は退席する。)</p> <p>議案第3号、整理番号1番の内容について、委員に対し、</p> |
|--|---|--|

| | | |
|--|----|--|
| | 議長 | <p>意見、質問を求める。</p> <p>特に意見がないことを確認して議案第3号、整理番号2番の案件の採決を宣言。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>議案第3号、整理番号1番の案件について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> |
| | 議長 | <p>(退室委員 入室)</p> <p>続いて、議案第3号、整理番号3番の審議に入る。</p> <p>(農業委員会法第31条(議事参与の制限)により 関係委員は退席する。)</p> |
| | 議長 | <p>議案第3号、整理番号3番の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>特に意見がないことを確認して議案第3号、整理番号2番の案件の採決を宣言。</p> <p>(挙手全員)</p> |
| | 議長 | <p>議案第3号、整理番号3番の案件について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>(退室委員 入室)</p> |
| | 議長 | <p>続いて、議案第3号、整理番号4番の審議に入る。</p> <p>(農業委員会法第31条(議事参与の制限)により 関係委員は退席する。)</p> |
| | 議長 | <p>議案第3号、整理番号4番の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>特に意見がないことを確認して議案第3号、整理番号4番の案件の採決を宣言。</p> <p>(挙手全員)</p> |
| | 議長 | <p>議案第3号、整理番号4番の案件について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> |

| | | |
|-----|--|--|
| | | (退室委員 入室) |
| 議長 | | 続いて、議案第3号、整理番号5番の審議に入る。 |
| | | (農業委員会法第31条(議事参与の制限)により 関係委員は退席する。) |
| 議長 | | 議案第3号、整理番号5番の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。 |
| | | 特に意見がないことを確認して議案第3号、整理番号5番の案件の採決を宣言。 |
| 議長 | | (挙手全員) 議案第3号、整理番号5番の案件について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。 |
| | | (退室委員 入室) |
| 議長 | | 続いて、議案第4号を上程。事務局に議案の説明を求める。 |
| 事務局 | | (議案内容説明) |
| 議長 | | 議案第4号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。 |
| 委員 | | 遊休農地の目標値について、この計画は年度ごとに点検を行っているが、国や県を含めて10年単位等の中長期的な目標はないのか。 |
| 事務局 | | 遊休農地についてはそういった目標は定められておりません。 |
| 委員 | | 農地の利用集積率についてもないのか。 |
| 事務局 | | 利用集積率については国が2025年までに集積率80%を達成するという目標値を掲げております。 |
| 議長 | | 特に意見がないことを確認して議案第4号の案件の採決を宣言。 |
| 議長 | | (挙手全員) 議案第4号の案件について挙手全員を確認、原案のお |

| | | |
|--|---|---|
| | <p>議長 事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長</p> <p>(16:20)</p> | <p>り可決したことを宣言した。</p> <p>続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。 (事務局より専決について一括で報告)</p> <p>専決1号 3条届出 8件 専決2号 5条届出 14件</p> <p>専決の内容について委員に対し意見、質問を求める。 (意見なし)</p> <p>続いて、その他について一括にて事務局に報告を命じる。 (事務局よりその他について一括で報告)</p> <p>生産緑地のあっせん願いについて 1件 その他の内容について委員に対し意見、質問を求める。 (意見なし)</p> <p>その他連絡事項について事務局に報告を求める。 (事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回の農業委員会 (令和2年4月27日(月) 午後3時 本庁舎4階第1会議室) <p>特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会について宣言</p> |
|--|---|---|

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年 月 日

議事録署名者 5番委員

議事録署名者 7番委員